住めば愉快だ宇都宮 UTSUNOMIYA
宇都宮市 Utsunomiya City

日時：令和７年２月１４日（金）
１５時～１７時
場所：１４D会議室

第５回
「（仮称）宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会

令和７年２月１４日（金）

次　第

宇都宮市
Utsunomiya City

1　開会

2　市長挨拶

3　議事

⑴　【報告】条例の素案に関するパブリックコメントの結果について
⑵　【意見交換】今後の自治会支援策の充実等について

4　その他

5　閉会

委員名簿

宇都宮市 Utsunomiya City

区分	氏名	所属団体・所属名等
学識経験者	石井　大一朗	宇都宮大学　地域デザイン科学部　教授
	蟹江　教子	宇都宮共和大学　子ども生活学部　教授
議員	篠﨑　圭一	宇都宮市議会議員
	福田　智恵	宇都宮市議会議員
自治会	藤原　由房	宇都宮市自治会連合会　会長
	永井　寛	宇都宮市自治会連合会　副会長
	稲葉　豊	宇都宮市自治会連合会　副会長
まちづくり団体	小島　弘義	宇都宮市地域まちづくり推進協議会　会長
市民団体	梅村　英美子	特定非営利活動法人うつのみやオリーブ　理事長
事業者	中島　寿典	宇都宮商工会議所　地域振興部　部長
	石塚　雅一	栃木県宅地建物取引業協会県央支部　常務理事
	綿谷　達夫	栃木県宅地建物取引業協会県央支部　理事
公募委員	小澤　孝子	
	高村　明男	
	南部　真苗美	

（順不同・敬称略）

事務局名簿

宇都宮市
Utsunomiya City

所属・職名	氏名
市民まちづくり部　部長	渡辺　尊之
市民まちづくり部　次長	小林　正典
市民まちづくり部　副参事（自治会活動促進担当）	猪瀬　和典
みんなでまちづくり課　課長	川俣　浩二
みんなでまちづくり課　課長補佐	若林　慎
みんなでまちづくり課　企画調整グループ　　係長	浅見　明日香
みんなでまちづくり課　企画調整グループ　　総括	山口　健太

議事⑴　【報告】条例の素案に関するパブリックコメントの結果について

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

⑴　パブリックコメントの実施状況

○　意見の募集期間　　令和６年１２月９日（月）～令和７年１月７日（火）

○　応募者数・件数　　応募者数６名（件数１５件）

○　提出方法の内訳

郵送	ファクス	Eメール	持参	合計
1	1	4	0	6

⑵　意見の処理区分

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し，条例案に盛り込むもの	0
B	意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの	5
C	条例案の参考とするもの	0
D	条例案に盛り込まないもの	5
E	その他，要望・意見等	5
合計		15

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

⑶　主な意見と市の考え方

処理区分B　（意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）

意見の概要	意見に対する市の考え方
市民の役割について，「市民は，自治会に加入し自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。」と変更してほしい。	条例案におきましては，市民に対して，自治会への加入と活動への参加の両方を努力義務の対象としております。 なお，**この趣旨をより明確化するため，市民の役割を下線部のとおりといたします**。 【修正前】 市民は，**自治会への加入や自治会活動への参加**を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。 【修正後】 市民は，**自治会への加入及び自治会活動への参加**を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

⑶　主な意見と市の考え方

処理区分B　（意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）

意見の概要	意見に対する市の考え方
目的に，宇都宮市独自でオンリーワンな内容が含まれているとよいと感じる。第６次宇都宮市総合計画後期基本計画があり，市が目指す新たなまちの姿として「スーパースマートシティ」を掲げており，それを実現するために宇都宮市ならではの自治会の存在意義を明確にした条例を新たに策定するといった，一歩踏み込んだ目的の検討を希望する。	本市が目指す「スーパースマートシティ」は，「子どもから高齢者まで，誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ，夢や希望がかなうまち」であり，**条例案の目的には，スーパースマートシティを表す要素を盛り込むとともに，そうしたまちを将来の世代に継承する旨を規定するなど，宇都宮市独自の内容**としております。
明確な目的なき組織は長期に持続できない。自治会は防犯，防災，地域美化等を主たる目的とする旨を記載した方がよいのではないか。 または，自治会を運営するに当たっては，要綱や運営要領を作成するなどして，その活動目的を定めることなどの文言を追加してほしい。	**条例案におきましては，自治会の定義として，地域住民相互の連絡及び交流，防災活動，防犯活動，環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものと規定**することとしております。 なお，個々の自治会における活動目的は会則（規約）としてそれぞれの自治会が定めるものであり，本市における自治会の連合組織である宇都宮市自治会連合会において会則（規約）の標準例などを各自治会に周知しております。

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

⑶　主な意見と市の考え方

処理区分D　（条例案に盛り込まないもの）

意見の概要	意見に対する市の考え方
自治会の役割を遂行するためには費用がかかるが，その費用を誰が担うのかを明記すべきと考える。 自治会の役割には「自治会の維持及び活動の活性化を推進するために必要な費用は，合理性・透明性をもって会員より集めるものとします。また，未加入の市民に対しても応分の費用を求めることができるものとします。」と，市民の役割には「自治会未加入の市民は居住する地域の自治会の求めに応じて，地域づくりに必要な費用を負担するものとします。」と追加してほしい。	自治会は，良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に向けた様々な活動に取り組んでいただいておりますが，**自治会活動に要する費用の負担については，条例で一律に規定するのではなく，各自治会と会員，関係者の合意によって行われるものと考えております。** なお，本市におきましては，これまでも，魅力ある自治会づくり活動や防犯カメラの設置・維持管理，自治会のデジタル化など，自治会の様々な取組に対して補助を行うほか，地域まちづくり組織が実施する様々な地域づくり活動に対する補助などを実施しており，条例制定を契機に，こうした支援策のさらなる充実に取り組んでまいります。
市民が宇都宮市に住む目的はそれぞれであり，特定の役割を有意的に定めるべきではないので，「市民の役割」を削除すべきではないか。	**本市における様々な条例におきましては，目指すまちの実現において必要となる市民の責務や役割について規定**しているところであります。 本条例が目指すまちの実現におきましても，**自治会に対する市民の理解や加入等に努めていただくことが重要**でありますことから，**市民の役割として記載**してまいります。

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

⑶　主な意見と市の考え方

処理区分E（その他，要望・意見等）

意見の概要	意見に対する市の考え方
ごみステーションの維持管理，町内清掃，防犯灯の維持管理，消防団支援，子どもの見守り活動，道路の安全点検，高齢者の見守りと支援等，地域の安全安心のための活動や防犯防災活動など多くの活動が自治会員の協力のもと行われてきたが，非会員の市民は何の負担もなくその恩恵にあずかっている。 自治会員の費用的，労力的負担と同等の負担を非会員にも負ってもらうなど，不公平感を払拭しなければ，今後自治会加入率は減少し，自治会組織は崩壊すると考える。	自治会は，地域住民相互の連絡及び交流のみならず，防災，防犯，環境美化など良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に資する様々な活動に取り組んでいただいており，心から感謝申し上げます。 **条例案におきましては，こうした自治会の意義や重要性，具体的な役割について，条例の目的や基本理念，自治会の定義や役割などに規定**するとともに，**市民の役割として，自治会の意義や重要性に対する理解や自治会への加入等に努める旨を規定**することとしております。 さらに今後，**条例制定を契機に**，自治会の意義や重要性について広く市民の理解促進を図り，自治会への加入を促すほか，**自治会加入に係るインセンティブの拡大を検討するなど，加入者と未加入者の不公平感の払拭も含めた自治会支援策のさらなる充実に取り組んでまいります**。

1　パブリックコメントの結果

⑶　主な意見と市の考え方　処理区分E　（その他，要望・意見等）

意見の概要	意見に対する市の考え方
未加入者からは，「忙しい」「仕事がある」という意見が出ると思うが，一人一人ができること，できないことをみんなで話し合い，魅力ある市や自治会を目指していかなくてはならない。 ごみの出し方は未加入者の方が乱雑な傾向がある。ごみ袋の有料化などを行い，自治会加入者に配布している宮パスの活用でごみ袋の値引きを行うなど，加入者と未加入者の差別化も必要ではないか。	**条例案におきましては，市民の役割として，自治会の意義や重要性に対する理解や自治会への加入等に努める旨を規定**するとともに，**市の役割として，関係者における自治会への理解や協力等を促進するための必要な啓発を実施することを規定**することとしております。 さらに今後，**条例制定を契機に，自治会加入に係るインセンティブの拡大を検討するなど，自治会支援策のさらなる充実に取り組んでまいります**。

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
1	条例制定を契機に，以下の自治会支援策を実施・強化してほしい。 ・災害発生時の連絡網強化に向けたICTの導入支援 ・防犯カメラの設置補助や維持管理費用の助成 ・地域の美化活動に対する補助金の拡充（清掃活動，植樹活動など） ・回覧板や掲示板に代わるデジタル情報システム（LINEやアプリなど）の導入支援 ・世代間交流を促進するためのプログラムや講座の実施支援 ・一人暮らしの高齢者や障がい者を支援する見守り活動への補助金やボランティア育成支援 ・地域での子育て支援ネットワークの構築支援（子ども食堂や地域の子育て支援センターとの連携）	自治会支援策につきましては，これまでも，魅力ある自治会づくり活動や防犯カメラの設置・維持管理，自治会のデジタル化など，自治会の様々な取組に対して補助を行うほか，自治会からの相談に対して地区市民センターなどの地域行政機関が伴走型の支援を行うなど，きめ細かな支援を実施しているところであります。 **今後，条例制定を契機として，自治会支援策のさらなる充実に取り組む**こととしており，いただいた御意見につきましては，**支援策の検討に当たっての参考とさせていただきます**。	**E** （その他，要望・意見等）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
2	ごみステーションの維持管理，町内清掃，防犯灯の維持管理，消防団支援，子どもの見守り活動，道路の安全点検，高齢者の見守りと支援等，地域の安全安心のための活動や防犯防災活動など多くの活動が自治会員の協力のもと行われてきたが，非会員の市民は何の負担もなくその恩恵にあずかっている。 自治会員の費用的，労力的負担と同等の負担を非会員にも負ってもらうなど，不公平感を払拭しなければ，今後自治会加入率は減少し，自治会組織は崩壊すると考える。	自治会は，地域住民相互の連絡及び交流のみならず，防災，防犯，環境美化など良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に資する様々な活動に取り組んでいただいており，心から感謝申し上げます。 **条例案におきましては，こうした自治会の意義や重要性，具体的な役割について，条例の目的や基本理念，自治会の定義や役割などに規定**するとともに，**市民の役割として，自治会の意義や重要性に対する理解や自治会への加入等に努める旨を規定**することとしております。 さらに今後，**条例制定を契機に**，自治会の意義や重要性について広く市民の理解促進を図り，自治会への加入を促すほか，**自治会加入に係るインセンティブの拡大を検討するなど，加入者と未加入者の不公平感の払拭も含めた自治会支援策のさらなる充実に取り組んでまいります**。	E （その他，要望・意見等）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
3	条例素案の目的，基本理念，自治会の役割にある「夢や希望をかなえることができるまちを実現し」という文言は不要と考える。 このことは行政が考えることであり，自治会は地域の人々が支え合い，協力し合って安全で安心な地域をつくり，穏やかに和やかに生活できるよう活動する団体であると思う。	**ご指摘の文言は，この条例全体を通じて目指すまちの姿で**あり，**自治会が取り組む様々な活動につきましても最終的にこうしたまちの実現に資するもの**であると考えておりますことから，**条例の目的等に記載**してまいります。	**D** （条例案に盛り込まないもの）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
4	自治会の役割を遂行するためには費用がかかるが，その費用を誰が担うのかを明記すべきと考える。 自治会の役割には「自治会の維持及び活動の活性化を推進するために必要な費用は，合理性・透明性をもって会員より集めるものとします。 また，未加入の市民に対しても応分の費用を求めることができるものとします。」と，市民の役割には「自治会未加入の市民は居住する地域の自治会の求めに応じて，地域づくりに必要な費用を負担するものとします。」と追加してほしい。	自治会は，良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に向けた様々な活動に取り組んでいただいておりますが，**自治会活動に要する費用の負担については，条例で一律に規定するのではなく，各自治会と会員，関係者の合意によって行われるものと考えております。** なお，本市におきましては，これまでも，魅力ある自治会づくり活動や防犯カメラの設置・維持管理，自治会のデジタル化など，自治会の様々な取組に対して補助を行うほか，地域まちづくり組織が実施する様々な地域づくり活動に対する補助などを実施しており，条例制定を契機に，こうした支援策のさらなる充実に取り組んでまいります。	D （条例案に盛り込まないもの）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
5	市民の役割について，「市民は，自治会に加入し自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。」と変更してほしい。	条例案におきましては，市民に対して，自治会への加入と活動への参加の両方を努力義務の対象としております。 なお，**この趣旨をより明確化するため，市民の役割を下線部のとおりといたします**。 【修正前】 市民は，**自治会への加入や自治会活動への参加**を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。 【修正後】 市民は，**自治会への加入及び自治会活動への参加**を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。	B （意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）
6	事業者及び住宅関連事業者の役割について，「事業者及び住宅関連事業者は，当該住宅が所在する自治会の要請に応じ，協力して地域の住環境の整備にあたり快適な住環境が維持できるよう務めるものとします。」と追加してほしい。	自治会は，良好な地域社会の維持及び形成や地域住民の福祉の向上に向けた様々な活動に取り組んでいただいておりますが，**事業者から自治会への協力は，事業者の理解の下行われるもの**と考えており，**原案のとおり事業者が自治会への協力等に努める旨を規定**してまいります。	D （条例案に盛り込まないもの）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
7	参考資料の「宇都宮市の自治会の概要」の３ページに記載されている自治会の公益的な活動例に「民生委員児童委員の推薦」が含まれていないが，同委員の選考には自治会長の推薦が必要で，自治会長は３年ごとの選考に大変苦労していることから，活動例に追記してほしい。	自治会長は，民生委員児童委員の推薦についても役割を担っていただいておりますことから，**今後の資料作成に当たっての参考**とさせていただきます。	**E** （その他，要望・意見等）
8	未加入者からは，「忙しい」「仕事がある」という意見が出ると思うが，一人一人ができること，できないことをみんなで話し合い，魅力ある市や自治会を目指していかなくてはならない。 ごみの出し方は未加入者の方が乱雑な傾向がある。ごみ袋の有料化などを行い，自治会加入者に配布している宮パスの活用でごみ袋の値引きを行うなど，加入者と未加入者の差別化も必要ではないか。	**条例案におきましては，市民の役割として，自治会の意義や重要性に対する理解や自治会への加入等に努める旨を規定**するとともに，**市の役割として，関係者における自治会への理解や協力等を促進するための必要な啓発を実施することを規定**することとしております。 さらに今後，**条例制定を契機に，自治会加入に係るインセンティブの拡大を検討するなど，自治会支援策のさらなる充実に取り組んでまいります。**	**E** （その他，要望・意見等）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
9	市民が宇都宮市に住む目的はそれぞれであり，特定の役割を有意的に定めるべきではないので，「市民の役割」を削除すべきではないか。	**本市における様々な条例におきましては，目指すまちの実現において必要となる市民の責務や役割について規定**しているところであります。 本条例が目指すまちの実現におきましても，**自治会に対する市民の理解や加入等に努めていただくことが重要**でありますことから，**市民の役割として記載**してまいります。	**D** （条例案に盛り込まないもの）
10	目的に，宇都宮市独自でオンリーワンな内容が含まれているとよいと感じる。第６次宇都宮市総合計画後期基本計画があり，市が目指す新たなまちの姿として「スーパースマートシティ」を掲げており，それを実現するために宇都宮市ならではの自治会の存在意義を明確にした条例を新たに策定するといった，一歩踏み込んだ目的の検討を希望する。	本市が目指す「スーパースマートシティ」は，「子どもから高齢者まで，誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ，夢や希望がかなうまち」であり，**条例案の目的には，スーパースマートシティを表す要素を盛り込むとともに，そうしたまちを将来の世代に継承する旨を規定するなど，宇都宮市独自の内容**としております。	**B** （意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
1 1	市民が自治会をより身近に感じ，信頼し，加入したくなるようにするためには，日常の対話を促進する場の運営や雰囲気の醸成が必要であり，以下のように関係者の役割を追記してほしい。自治会の役割に親睦や交流の推進が盛り込まれているが，一過性のイベント運営という印象を受ける。 ・市民：日常の対話の促進，他活動への協力 ・地域活動団体及び非営利活動団体：日常の対話を促進，他活動への協力 ・事業者及び住宅関連事業者：自治会の活動に対する理解や協力と日常の対話の促進他につながる場の提供 ・市：日常の対話の促進が円滑に進むような研修の実施や情報の提供及び助言	市民の自治会への理解や加入促進には，地域における日常的な人と人との対話や交流の促進が重要であるため，条例案には，自治会の役割として地域住民相互の親睦や交流に努める旨を盛り込んでおります。 また，**条例案には，関係者の役割として，自治会や地域活動への参加，協力などに努める旨を盛り込んでおり，こうした活動を通じて，地域の様々な関係者における日常的な対話等が生まれ，自治会へのさらなる理解や加入促進につながる**ものと考えております。	B （意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
12	明確な目的なき組織は長期に持続できない。自治会は防犯，防災，地域美化等を主たる目的とする旨を記載した方がよいのではないか。 または，自治会を運営するに当たっては，要綱や運営要領を作成するなどして，その活動目的を定めることなどの文言を追加してほしい。	**条例案におきましては，自治会の定義として，地域住民相互の連絡及び交流，防災活動，防犯活動，環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものと規定**することとしております。 なお，個々の自治会における活動目的は会則（規約）としてそれぞれの自治会が定めるものであり，本市における自治会の連合組織である宇都宮市自治会連合会において会則（規約）の標準例などを各自治会に周知しております。	B （意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）
13	市も重要な関係者であるため，市の定義を追加してほしい。	**一般的に市が制定する条例において，市全体を指す場合は「市」の定義は設けておりませんが，今後，条例制定を機に周知等を行う際には，市長部局のみならず教育委員会その他の機関を含めた市全体を含むものであること**についてもわかりやすくお示ししてまいります。	D （条例案に盛り込まないもの）

1　パブリックコメントの結果

宇都宮市 Utsunomiya City

(4)　意見の概要と市の考え方（詳細）

（受付順）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	処理区分
14	目的に「自治会が，人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性」とあるが，役割の重要性を具体的に示してほしい。	自治会は，地域住民相互の連絡や交流のみならず，防災，防犯，環境美化その他の良好な地域社会の維持や形成，地域住民の福祉の向上に資する様々な地域活動の支える要であり，**条例案におきましては，「自治会の定義」にこうした趣旨を盛り込んでおります。** また，今後，条例制定を機に周知等を行う際には，こうした自治会の役割の重要性について，具体的な例示も含めわかりやすくお示ししてまいります。	B （意見の趣旨等は条例案に盛り込み済みと考えるもの）
15	条例が実現した結果，どのようなよい未来が迎えられるのか，資料などでその将来像を示してほしい。	**今後，条例制定を機に周知等を行う際には，実現を目指す将来像などについてもわかりやすくお示ししてまいります。**	E （その他，要望・意見等）

2　今後のスケジュール（予定）

２月２６日	市議会令和７年３月定例会　本会議開会（提案理由説明）
２月末頃	パブリックコメント結果の公表（ホームページ掲載など）
３月２５日	市議会令和７年３月定例会　本会議閉会（議決予定）

議事⑵　【意見交換】今後の自治会支援策の充実等について

今後の自治会支援策の充実等について

宇都宮市 Utsunomiya City

１．加入促進に向けた支援

＜これまでの主な取組＞

【自治会の活性化など】

○　**魅力ある自治会づくり支援事業補助金**

自治会の魅力向上や加入促進等に取り組む自治会を支援するため，取組に要する費用の一部を補助する。（令和６年度から交付対象地区数を拡大）

【事例】「住民と共有した変革する自治会の構築」（河内地区）

大学生，起業家や子育て世帯とのワークショップを実施し，『若い方からの「魅力ある自治会づくり」提言集』を作成

○　**大規模分譲住宅等における加入促進アドバイザー派遣及びPR強化**（令和６年度）

大規模分譲住宅や中高層マンション建設予定地のモデル自治会にアドバイザーを派遣し，加入促進策の提案・実施等を行うとともに，加入促進マニュアルを作成する。

また，自治会に関するPRを強化するため，子育て世帯や若者を対象としたカフェミーティングの開催や自治会PR動画の作成を行う。

○　**自治会活動・元気アップ研修会**

自治会役員等を対象に，自治会活性化に向けた具体的な取組を学ぶ研修会を開催する。

【周知・啓発など】

○　**自治会シンポジウムの開催**（令和５年度）

世代や立場を超えた自治会参加に向けて，自治会役員，学生，ＰＴＡ，事業者，市議会議員など様々な立場の方々で議論することを目的に令和６年２月に開催した。

＜充実・強化＞

【自治会の活性化など】

○　**市自治会連合会ホームページの機能強化**

市自治会連合会のホームページから直接，自治会の加入申込ができるよう，申込フォーム機能の追加など必要な改修を行う。

○　**大規模分譲住宅等における加入促進**

大規模分譲住宅や中高層マンション等における加入促進マニュアルを全自治会へ配布し，各自治会における加入促進の取組を推進する。

【周知・啓発など】

○　**自治会PR動画の放映**

自治会PR動画の市YouTubeチャンネルでの配信やライトライン停留所におけるデジタルサイネージ等での放映を行う 。

○　**地区版自治会シンポジウムの開催**

条例の周知啓発を図り，自治会活動のさらなる活性化や加入促進につなげるため，市民が身近な場所で気軽に参加できるよう市内５ブロック単位でシンポジウムを開催する。

今後の自治会支援策の充実等について

宇都宮市 Utsunomiya City

１．加入促進に向けた支援

＜これまでの主な取組＞

【周知・啓発など】

○　**連携協定に基づく不動産事業者における加入促進チラシの配布**

市，市自治会連合会，県宅地建物取引業協会県央支部の三者で締結した協定に基づき，県央支部に加盟する事業者店舗おいて，住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行う際に，市民に対して加入促進チラシを配布。

○　**市の窓口等における加入促進チラシの配布**

市の窓口等において転入者に対して加入促進チラシを配布。

【加入インセンティブの付与など】

○　**自治会会員の優待制度「宮ＰＡＳＳ」**

市内外のサービス提供施設に提示することで，割引や特典などの優待を受けることができるサービスを展開する。
（令和６年度は豪華賞品が当たるスタンプリーを実施）

○　**市補助金における自治会加入要件の設定**

自治会加入の「きっかけづくり」を後押しするため，市補助金の一部において自治会加入を補助要件として設定する。

【対象】マイホーム取得支援事業補助金，若年夫婦・子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金，結婚新生活支援事業補助金，東京圏通勤・通学支援補助金

＜充実・強化＞

【周知・啓発など】

○　**連携協定に基づく連携内容の見直し**

協定の締結から１０年が経過する令和７年度を見据え，協定内容の見直しを含めた連携強化を図る 。

【加入インセンティブの付与など】

○　**市補助金における自治会加入要件の拡大**

全庁を挙げた自治会支援策の一つとして，市補助金における自治会加入要件の導入を拡大する。

【対象】移住・企業・就業支援金，
住宅改修事業補助金

今後の自治会支援策の充実等について

宇都宮市 Utsunomiya City

2．役員等の担い手確保・負担軽減に向けた支援

＜これまでの主な取組＞

○ **魅力ある自治会づくり支援事業補助金【再掲】**

自治会事務のアウトソーシング等の取組も補助対象としている。

○ **地域活動団体デジタル活用支援事業補助金**

デジタルの効果的な活用による，会員間のコミュニケーションの活発化や役員等の負担軽減，活動の活性化等の推進に要する費用の一部を補助する。

○ **自治会に関する法律相談**

自治会長が安心して活動できるよう，日々の活動の中で生じた法的トラブル等の相談に対し，随時，弁護士による専門的な助言を行う。

○ **自治会長活動促進費**

行政との連絡調整や回覧などの自治会長活動に係る交通費や電話通信料の費用弁償として単位自治会長に活動促進費を交付する。

＜充実・強化＞

○ **自治会費集金における口座振替の促進**

自治会役員の負担軽減に向け，自治会費の集金に係る口座振替の導入を支援するため，費用の一部を補助する。

○ **電子回覧を含む自治会運営支援アプリ導入に向けた検討**

市の依頼による回覧の精査・効率化を行うとともに，電子回覧機能等を有する自治会運営支援アプリの導入に向けた検討を行う。（アプリは令和８年度から順次導入を目指す。）

○ **自治会長活動促進費の増額**

多様化する地域課題に対応している自治会長の活動支援を拡充し，さらなる活動活性化などにつなげていくため，活動促進費を増額する。

3．既存会員の退会抑止に向けた支援

＜これまでの主な取組＞

○ **魅力ある自治会づくり支援事業補助金【再掲】**

自治会内における支え合いの体制づくり等の取組も補助対象としている。

○ **自治会会員の優待制度「宮ＰＡＳＳ」【再掲】**

＜充実・強化＞

○ **高齢者など自治会活動が困難な方の負担軽減に対する支援**

長年地域に貢献してきた高齢者と地域とのつながりを維持し，退会を抑止するため，高齢等を理由に自治会活動が困難な方に対して，役員の免除や会費の減免を行う自治会に支援金を交付する。

意見交換のポイント

○　条例を踏まえた今後の自治会支援策の充実等について，

より一層強化が求められる分野や具体的な取組のイメージ，

各委員の所属団体等との連携のアイディア等を中心に

ご発言いただきたい。